事 務 連 絡 令和5年8月18日

都道府県 各 市区町村

放課後児童健全育成事業 担当部(局) 御中

こども家庭庁成育局成育環境課

放課後児童クラブにおけるプール活動について

今夏発生した、放課後児童クラブの活動においてプールで遊泳していた児童の 死亡事故を受け、各市区町村に対してプール活動の実施状況等について調査しま した(別紙)。この結果を受けて、以下のとおりご依頼します。

基本的には、「放課後児童クラブにおける安全管理の徹底について」(令和5年7月27日事務連絡)を参照の上、各放課後児童健全育成事業者及び事業所に対して、遺漏なく周知等していただきますようお願いいたします。

特に、小学校の長期休業期間には、遊びの支援や体験活動の充実を目的にプール活動を行うことが想定されます。 放課後児童クラブの管理下においてプール活動を実施する場合は、「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」(令和5年6月7日事務連絡)を踏まえ、重大事故の防止に努めてください。

更に、以下の点について留意してください。

- ・プール活動は重大事故につながる可能性があることから、プール活動を行う場合は、監視体制、職員研修、児童への安全指導、緊急事態への対応(連絡体制やAEDの所在確認等を含む)等に関するマニュアル等を作成する必要がある。作成にあたっては、使用する環境(プール、海・川・湖等)によって、状況が異なること等を想定すること。放課後児童クラブにおける事故やケガの防止や発生時の対応に関するマニュアルに付記することも考えられる。
- ・また、作成したマニュアルは、全ての職員(放課後児童支援員以外の職員や ボランティア等を含む)に周知し、理解させる。
- ・必要に応じて、マニュアルに即した研修や訓練を実施する。

- ・使用するプール等の状況(水深、管理体制、周囲の環境、天候等)を事前に 把握することが求められる。
- ・長期休業期間は、臨時的雇用者を配置する可能性があることから、通常と異なる等体制上の懸念がある場合は、プール活動を中止する等の判断を行う。
- ・放課後児童クラブは、異学年児童が同時に活動する特徴があり、利用児童の 発達段階を踏まえたプール活動や水遊びの内容を検討する必要があることを 職員全員が理解する。
- ・プール活動に参加する児童の泳力や心身等の状況を把握することが求められる。
- ・小学校での水泳に関する指導内容について、在籍校に確認する等により状況を把握する。その際、「水泳等の事故防止について」(令和5年4月27日付5ス庁第215号スポーツ庁次長通知)等を参照することも考えられる。
- ・放課後児童クラブの管理下を離れ、学校のプール教室等に参加・引率をする場合、学校職員と事前協議を行い、放課後児童支援員等との業務内容等を明確にしておくことや、当日の参加児童人数の確実な把握及び引継ぎが求められる。

なお、放課後児童クラブにおいては、プール活動に限らず、さまざまな場面での 事故やケガの発生が想定されます。「放課後児童クラブにおけるプール活動の把握 等について」(令和5年7月28日事務連絡)にてお示ししましたが、全ての事業 所において、事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアル の作成が求められます。事業所の運営状況や施設環境に応じた内容策定に向けて、 市区町村による適切な指導をお願いいたします。

こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係

TEL: 03-6861-0303

E-mail: seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp

放課後児童クラブにおけるプール活動等の実施状況に関する調査 (令和5年7月28日現在)【調査結果】

1.目的 放課後児童クラブにおけるプール活動の実態等を把握し、今後の再発防 止策の検討への反映を目的とする。

2. 調査概要

対象: 放課後児童クラブを実施している自治体 1,634 市区町村

調査時点:令和5年7月28日現在

※本調査における「プール活動等」とは、プールをはじめ、海や川などにおいて児童が入水を伴う活動のこと。

3. 調查結果

- (1) プール活動等を実施している放課後児童クラブがある自治体 ※実施する予定だったが、今回の事案を受けて自粛した場合も含む 726 市区町村(44.4%)
- (2) プール活動等を実施している放課後児童クラブ数 (事業所数) 4,315 か所 (16.8% *1)

*1:夏休みだけ開所している事業所を含む全放課後児童クラブ数25,677か所に対する割合

(3)上記(2)のうち、「プール活動等における安全対策等のマニュアル」を策定している放課後児童クラブ数

1,597 か所(37.0% *2)

*2:上記(2)に該当する4,315か所に対する割合

(4) プール活動等を行う場合の活動場所(複数回答、放課後児童クラブ数)

①学校施設(小学校等)のプール	1,327 か所
②他の施設(市民プールやスポーツクラブ等)のプール	1,514 か所
③事業所の所持しているプール(学校施設のプールに類	322 か所
似したもの)	
④簡易プール(組立式等、移設・撤去が容易なもののう	886 か所
ち、小学生が泳ぐことができるもの)	
⑤海・川・湖など自然環境	954 か所

4. 都道府県ごとの集計結果【() 内の数字は前頁の設問に対応している】

自治体名	クラブ	(1)実施	(2)実施	(3)マニ	(4) 活動場所				
	数	クラブ	クラブ	ュアル	①学校	②他の	③事	④簡	⑤海
		所在自	数	策定ク	施設	施設	業所	易プ	川湖
		治体数		ラブ数			所持	ール	
北 海 道	1, 039	56	232	67	100	106	4	11	33
青 森 県	297	9	20	10	10	2	2	6	2
岩 手 県	356	18	139	29	93	30	3	16	7
宮城県	528	7	48	7	13	4	1	3	27
秋 田 県	241	17	136	36	109	24	0	4	0
山形県	332	18	81	10	32	32	2	7	4
福島県	490	22	67	20	17	35	8	1	7
茨 城 県	643	20	88	39	9	64	7	7	10
栃木県	597	14	90	48	20	24	15	34	8
群馬県	558	20	92	42	5	33	10	42	25
埼 玉 県	1, 481	28	176	63	5	32	10	77	66
千 葉 県	1, 154	19	77	47	3	48	3	8	14
東京都	1, 965	16	32	13	7	4	0	8	13
神奈川県	1, 438	25	410	147	172	180	18	36	62
新 潟 県	464	11	31	13	1	11	4	8	5
富山県	291	11	64	38	32	13	5	11	1
石 川 県	347	10	100	28	60	16	4	23	9
福 井 県	246	8	46	23	29	10	2	8	5
山 梨 県	280	6	12	1	1	4	0	0	4
長 野 県	436	16	43	9	13	13	4	10	14
岐 阜 県	349	10	28	6	13	3	3	2	9
静岡県	774	18	88	46	41	7	10	20	21
愛 知 県	1, 234	26	195	52	19	136	16	25	78
三重県	447	14	60	15	7	17	2	19	11
滋賀県	332	12	70	28	4	29	8	21	26
京都府	400	11	63	24	26	11	4	1	22
大 阪 府	999	9	109	49	11	63	8	17	53
兵 庫 県	1,069	11	72	22	15	9	12	11	26
奈 良 県	267	9	13	3	1	4	2	3	2

自治体名	クラブ	(1)自治	(2)実施	(3)マニ	(4) 活動場所				
	数	体数	クラブ	ュアル	①学校	②他の	③事	④簡	⑤海
			数	策定ク	施設	施設	業所	易プ	川湖
				ラブ数			所持	ール	
和歌山県	199	11	20	6	5	5	1	7	3
鳥取県	202	7	60	23	20	19	1	23	12
島根県	263	12	83	29	22	32	11	10	14
岡山県	395	16	86	27	37	19	8	22	24
広島県	608	8	30	5	8	14	1	2	6
山口県	302	7	17	5	3	1	1	4	5
徳島県	192	4	14	7	8	2	0	3	3
香川県	219	6	24	13	1	15	3	7	1
愛媛県	241	13	54	11	29	15	5	10	10
高 知 県	185	10	24	9	14	0	0	4	6
福岡県	838	25	94	49	44	34	3	15	11
佐 賀 県	264	7	22	4	12	8	1	1	3
長 崎 県	421	19	275	106	74	109	17	82	76
熊本県	427	26	131	89	19	33	38	47	16
大分県	304	12	83	17	19	29	12	17	8
宮崎県	294	17	93	53	5	34	17	38	17
鹿児島県	661	31	224	100	39	67	31	83	49
沖縄県	608	24	299	109	100	114	5	72	126
合 計	25, 677	726	4, 315	1, 597	1, 327	1,514	322	886	954